



*Kamakura*

鎌倉市

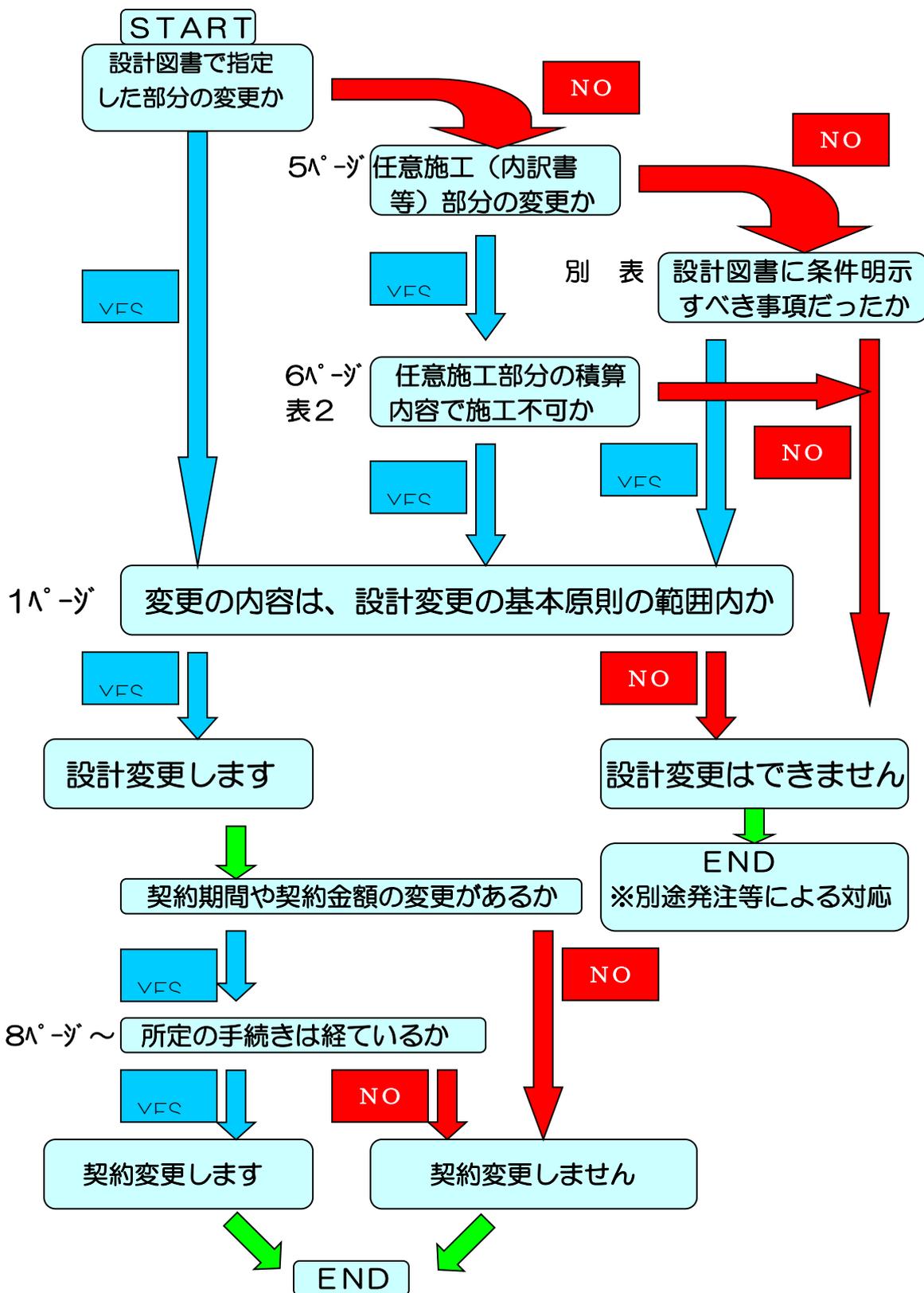
# 請負工事設計変更ガイドライン

平成19年11月

令和5年（2023年）6月改正

鎌倉市

設計変更と契約変更の判断フロー



## 目 次

- 1 ガイドラインの目的（p 1）
- 2 設計変更の基本事項（p 1）
- 3 指定と任意の正しい運用（p 5）
- 4 施工条件の明示（p 6）
- 5 発注者の留意事項（p 7）
- 6 請負者の留意事項（p 7）
- 7 契約変更が可能な場合の具体的な事例と手続き（p 8）

### 【契約変更が可能な場合の具体的な手続き】

- (1) 2-1から2-5までの手続き（p 9）
  - (2) 2-6の手続き（p 10）
  - (3) 2-7の手続き（p 10）
- 8 契約変更の事務手続例（p 11）
    - (1) 2-1から2-5までの場合（p 11）
    - (2) 2-6の場合（p 14）
    - (3) 2-7の場合（p 15）
  - 9 参考文献（p 16）

別表 「施工条件の明示事項とそのポイント」

## 1 ガイドラインの目的

鎌倉市では、下水道、河川、道路及び建築物等、公共施設の整備及び維持に関する請負工事を毎年数多く実施しています。請負工事を発注するに当たっては、現場の形状・地質・湧水等の自然的な条件や交通規制・他の公共的施設（電気・ガス・水道）等の社会的な条件を十分に調査していますが、工事の進行中において、これら調査したものと実際の現場とが一致しない場合や、予期することのできない特別な状態が生じるなど、当初の設計を変更せざるを得ないことがあります。この場合、契約の当事者である発注者と受注者は、鎌倉市工事請負契約約款（以下「約款」といいます。）に基づいて設計変更や契約変更を行っていきます。

本ガイドラインは、当初の設計を変更する場合において、どのような設計変更が契約変更となるのかを具体的な事例を交えながら明確にし、すべての設計変更が必ずしも契約変更にはなりえないことを発注者及び受注者双方が認識することで設計変更の手続きについて理解を深め、請負工事における設計変更の適正化を図ることを目的としています。

## 2 設計変更の基本事項

### (1) 設計変更の基本原則

契約変更を行う場合、その前段階として設計変更を行うことが一般的です（ 例外として、物価の急激な変動等により設計変更を全く行わずに契約変更する場合等もあります。）。設計変更及び契約変更の定義については、鎌倉市請負工事設計変更等事務取扱要領（平成18年4月施行）に次のとおり規定しています。

ア 設計変更とは、工事の施行に当たって設計図書の一部を訂正又は変更することをいいます（第2条第1号）。

 設計変更には、所定の手続きを経て行われるものと、そうでないものがあります。このうち所定の手続きを経ないで設計図書と異なった施工をし、発注者がこれを事後に承諾したというようなものは、「**狭義の設計変更**」として契約変更の対象とならない設計変更として位置付けられます（詳しくは、p5【設計変更に伴う契約変更が不可能な場合】で後述します。）。

イ 契約変更とは、契約期間又は契約金額を変更することをいいます（第2条第2号）。

ウ 設計変更は、工事の目的を変更しない範囲で、かつ、やむを得ない場合のほか、これを行うことができません。これを「**設計変更の基本原則**」といいます（第3条）。

 このため、次に掲げる設計変更は、設計変更の基本原則の範囲を逸脱しているものとされます。このような場合は、原則として設計変更によ

り対応することはできず、当初の工事とは分離して発注しなければなりません。

(ア) 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合。

(イ) 当初の工事目的とは関係のない工種を追加する場合。

■ ただし、上記(ア)及び(イ)に該当する場合であっても、当初の工事と分離して発注することが、設計変更で対応することに比べて不合理であると認められる場合には、設計変更により対応ができるものとします。

(2) 設計変更にかかる関連規定の整理等

設計変更については、鎌倉市契約規則（以下「契規」といいます。）及び約款において次の場合に行うものと規定しています。

**表1 設計変更を行う主な事実とその根拠規定**

設計変更を行う主な事実	根拠規定
1 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。） <span style="float: right;">2-1</span>	契規第56条第1項第1号 約款第19条第1項第1号
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 <span style="float: right;">2-2</span>	契規第56条第1項第2号 約款第19条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合 <span style="float: right;">2-3</span>	契規第56条第1項第3号 約款第19条第1項第3号
4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 <span style="float: right;">2-4</span>	契規第56条第1項第4号 約款第19条第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 <span style="float: right;">2-5</span>	契規第56条第1項第5号 約款第19条第1項第5号
6 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合 <span style="float: right;">2-6</span>	契規第56条第4項 約款第20条
7 工事用地が確保できないこと等のため又は天災等により工事の全部又は一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰すことのできないと認められた場合 <span style="float: right;">2-7</span>	契規第56条第4項 約款第21条

■ 表1における場合のほか、約款では第9条、第16条、第18条、第22条、第23条、第26条、第27条、第34条及び第44条で契約変更する場合があります。

- 表1に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を逸脱している場合には、設計変更により対応することはできません。
- 発注者の指示を受けずに設計図書を変更して施工するなど、所定の手続きを経していない場合には、事後承諾等によって「狭義の設計変更」を行っても、これを契約変更により対応することはできません。

### 【設計変更を行う主な事実の具体例】

- **2-1** 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

- (1) 図面と現場説明書で舗装の厚さが一致しない。
- (2) 図面と現場説明書で管径が一致しない。
- (3) 平図面と縦断図の数量（管布設延長、材料、仕様等）が一致しない。

- **2-2** 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

- (1) 設計図書に誤謬がある場合
  - ア 同一部分の舗装構成が図面によって異なる。
  - イ 指定仮設の工法では、条件明示されている土質で施工できない。
- (2) 設計図書に脱漏がある場合
  - ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。
  - イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通整理員についての条件明示がない。
  - ウ 条件明示する必要があるにもかかわらず、使用する工事材料の仕様等が明示されていない。

- **2-3** 設計図書の表示が明確でない場合

- (1) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確になっている。
- (2) 水替工実施の明示はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- (3) 使用する工事材料は明示されているが、仕様等の明示がない。

2-4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場

場が一致しない場合

- (1) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- (2) 設計図書に明示された地下水位が現地と一致しない。
- (3) 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない。
- (4) 設計図書に明示された舗装種類が現地と一致しない。

2-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することので

きない特別な状態が生じた場合

- (1) 埋蔵文化財が発見され、その調査が必要となった。
- (2) 現地の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
- (3) 予期せぬ交通規制を受け、工事を進められなくなった。

2-6 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合

- (1) 近隣住民等と調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）した。
- (2) 近隣住民等と調整の結果、施工時間、施工日を変更した。
- (3) 近隣住民等と調整の結果、工事材料の仕様を変更した。
- (4) 関連する他の工事の影響により施工内容を変更した。
- (5) その他発注者側の都合により設計図書を変更した。

2-7 工事用地が確保できないこと等のため又は天災等により工事の全

部又は一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰すことのできないと認められた場合

- (1) 工事用地等の確保ができない場合
  - ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
  - イ 工事用地の支障物件が除去されていない。
  - ウ 工事用地に登録されている他人の物権等（地上権、地役権、賃借権等）が消滅していないため、工事を進められない。
- (2) 天災等による場合
  - ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的な事象によって工事を進められない。
  - イ 工事現場が不法占拠され工事を進められない。

### 【設計変更に伴う契約変更が不可能な場合】

- ア 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
  - イ 発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
  - ウ 発注者の指示に基づかず、事前又は事後の「承諾」で施工した場合。
  - エ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議書のみでの処理等）の場合。
- このような場合において、**結果的に設計図書の一部を訂正又は変更したもの（出来形図面等を含む。）を、「狭義の設計変更」といいます。**「狭義の設計変更」は、契約変更の対象にならないことに注意が必要です。

## 3 指定と任意の正しい運用

「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める」と約款第1条第3項に規定されているとおり、設計図書に「指定した」事項は契約変更の対象となるのか、「指定していない」事項は契約変更の対象とならないのかを適切に扱う必要があります。

- 「指定」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書に工事材料及び施工方法等の必要事項を明示したものをいいます。
- 「任意」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書に明示がなく例えば工事積算内訳書（工事積算内訳書は、原則設計図書としての位置付けがなされていません。）のみにしか工事材料及び施工方法が記載されていない等、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいいます。
- 工事積算内訳書が原則設計図書として位置付けられていないという考え方は、おおむね次によります。

#### (1) 金額面の拘束性

工事請負は総価契約のため、工事積算内訳書に記載された個々の単価は、受注者を拘束しません。これは「指定」と「任意」を問わずです。例えば交通整理員の配置を設計図書で指定している工事で、その単価が積算上、1人10,000円/日と記載されていたとしても、受注者はこれと異なる金額で委託することもできます。

#### (2) 仕様・数量面の拘束性

工事積算内訳書には、設計図書に示した工事材料及び施工方法等がそのまま反映されているもの（指定）とそうでないもの（任意）が記載されています。このうち（任意）の部分は、約款第1条第3項の趣旨（自主施工の原則）からも受注者を拘束するものとしていません。例

例えば積算上、機械掘削で記載されている「任意」の工法について、受注者は、これを人力掘削で施工することもできます。

ただし、任意の部分であっても積算上のおりの工法等で施工することができないような場合（前述の例でいえば、機械掘削で積算しているのに実際には人力掘削でしか施工できない場合）には、そもそも設計者の考え方に誤りがあったということですから、これは契約変更の対象となります。

つまり、契約変更の対象とならない任意の部分というのは、あくまで「積算上の施工が可能であることが前提」というわけです。

**表2 指定と任意の違い**

	指 定	任 意
設計図書への位置付け	工事材料及び施工方法等について、具体的に指定します。	工事材料及び施工方法等について指定しません。
工事材料及び施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要です。	発注者の指示又は承諾は不要です。ただし、施工計画書等の修正は必要です。
契約変更の対象	対象とします。	原則対象としません。ただし当初積算時の条件と現場条件とに齟齬がある場合は、対象となる場合があります。

発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要です。

**【任意における対応の不適切な事例】**

- (1) ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- (2) 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クムシルでの施工は不可」との対応。
- (3) 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。
- (4) 受注者の手持資機材等の都合により当初の積算上のものより上質な施工を行ったが、その費用について契約金額の増額を要求。

## 4 施工条件の明示

約款では、設計図書に指定すべき事項又は指定されていることを予定して

いる事項が第1条、第3条、第9条、第10条、第12条、第14条から第17条、第19条、第30条、第32条、第38条、第39条、第41条及び第54条と多数存在します。発注者は、これらに規定されていることを踏まえ、受注者が工事の目的に沿った施工が適切にできるよう、設計図書（現場説明書等）に必要な施工条件を明示しなければなりません。

■ 施工条件の明示については、別表「施工条件の明示事項とそのポイント」を参照してください。

## 5 発注者の留意事項

工事は設計図書に基づいて施工されるため、発注者は、受注者が工事目的物を適切に完成することができるよう、別表を参考にして必要な工事材料や施工条件等を設計図書に明示しなければなりません。また、工事の施行中に設計図書を変更する必要がある場合は、その内容を受注者に対して書面により指示しなければなりません。このため、発注者は次の事項に留意する必要があります。

- (1) 契約変更を行うか否かを問わず、設計変更を行う際に必要な指示、協議等は書面で行います。
- (2) 受注者から設計図書の疑義について確認の請求があった場合は、受注者立会の上、調査を行います。
- (3) 設計変更が必要な場合は、監督員は必ず主任監督員及び総括監督員に報告し、指示を受けます（鎌倉市工事監督要領第18条）。監督員は自らの権限を踏まえたうえで、これを越えた判断は避けて、必ず上司の指示を受けます。
- (4) 契約金額や契約期間の変更に当たっては、上司の確認を受けた変更後の工事積算内訳書等をもって受注者と協議します。なお、協議が整わない場合には、協議開始日から14日（約款第24条、第25条）を考慮する必要があるため、当該協議開始日を決定して受注者に通知します。
- (5) とりわけ増額にかかる契約変更は、予算上の都合等により対応できない場合があります。しかし、そのことを受注者に対して主張することは当然にできません。

■ この場合には、工事をとりやめる部分等をよく精査したうえで、約款第31条の規定を活用する等、設計図書の一部変更（とりやめる部分等）について指示します。

## 6 受注者の留意事項

受注者は、契約に基づいて工事目的物を定められた期日までに完成し、これを引き渡す義務があります。そのためには、工事着手前に設計図書に示された条件などを十分確認しなければなりません。

- (1) 工事の着手に当たって、設計図書の照査を行い、設計図書と工事現場とに相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工上の疑義が生じた場合には、直ちに発注者に書面で通知します。なお、設計図書の確認の必要が生じた場合は、発注者立会いのうえで調査を行います（約款第19条第1項、神奈川県土木工事共通仕様書1-1-1-3）。
- (2) 調査・確認の結果、設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と事前協議を行い、発注者から原則書面による指示を受けてから施工します。ただし、緊急の場合には口頭により指示を受けて施工し、後日その内容を書面で受けるようにします。設計変更について契約変更を求める場合には、独自の判断で施工してはなりません。
  - 独自の判断で施工した部分が契約金額の増額相当にあたる場合には、工事のやり直し又は発注者の事後承諾施工となり、契約変更の対象となりません。
  - 独自の判断で施工した部分が契約金額の減額相当にあたる場合には、工事のやり直し又は契約変更（減額）の対象となります。

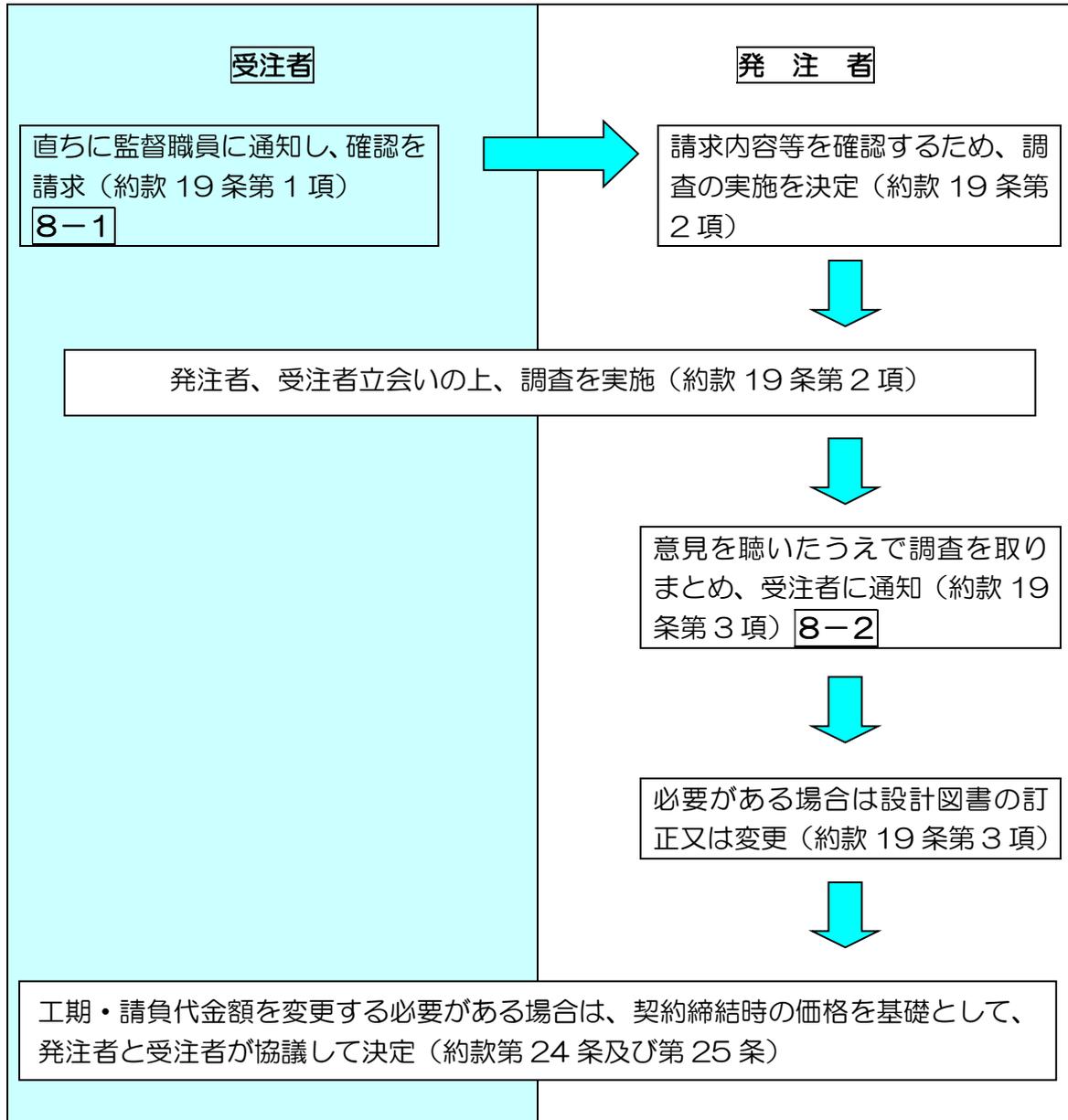
## 7 契約変更が可能な場合の具体的な事例と手続き

### 【契約変更が可能な場合の具体的な事例】

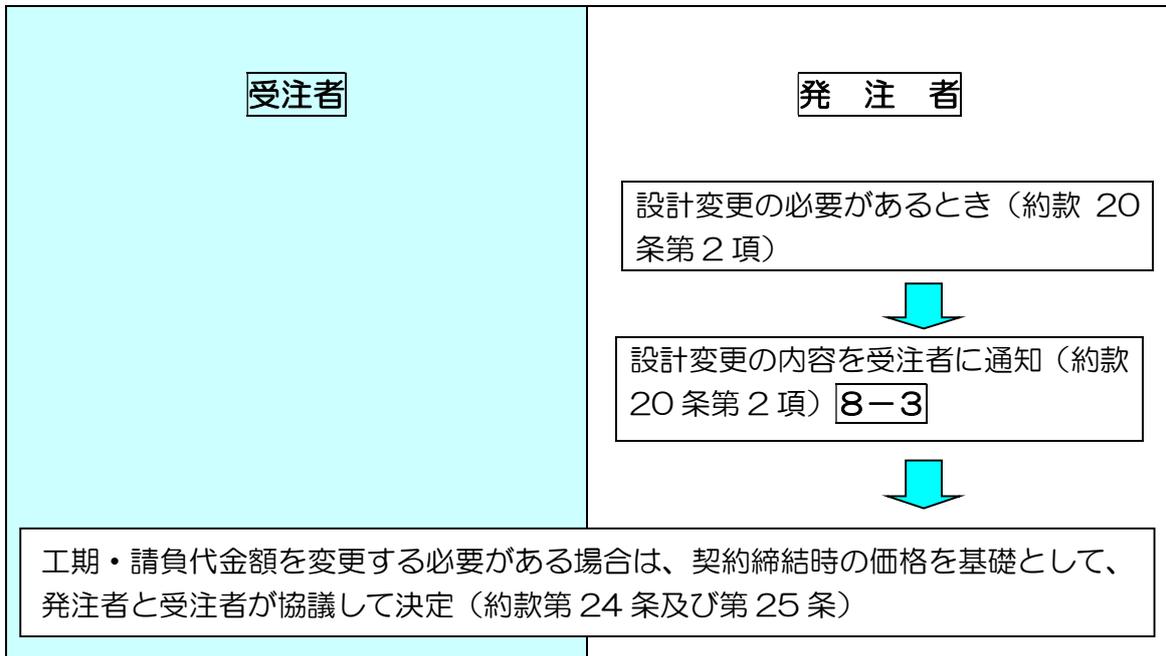
- 指定・任意にかかわらず契約変更が可能な場合（所定の手続き（書面での通知・協議）は必要です）。
  - (1) 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無にかかわらず当初の発注の時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。
  - (2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合。
  - (3) 発注者の指示による場合。
  - (4) 受注者が通常行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
    - 「設計図書の照査」の範囲を超える作業とは、次のようなものが想定されます。
      - ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
      - イ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
      - ウ 構造物の位置や高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

【契約変更が可能な場合の具体的な手続き】

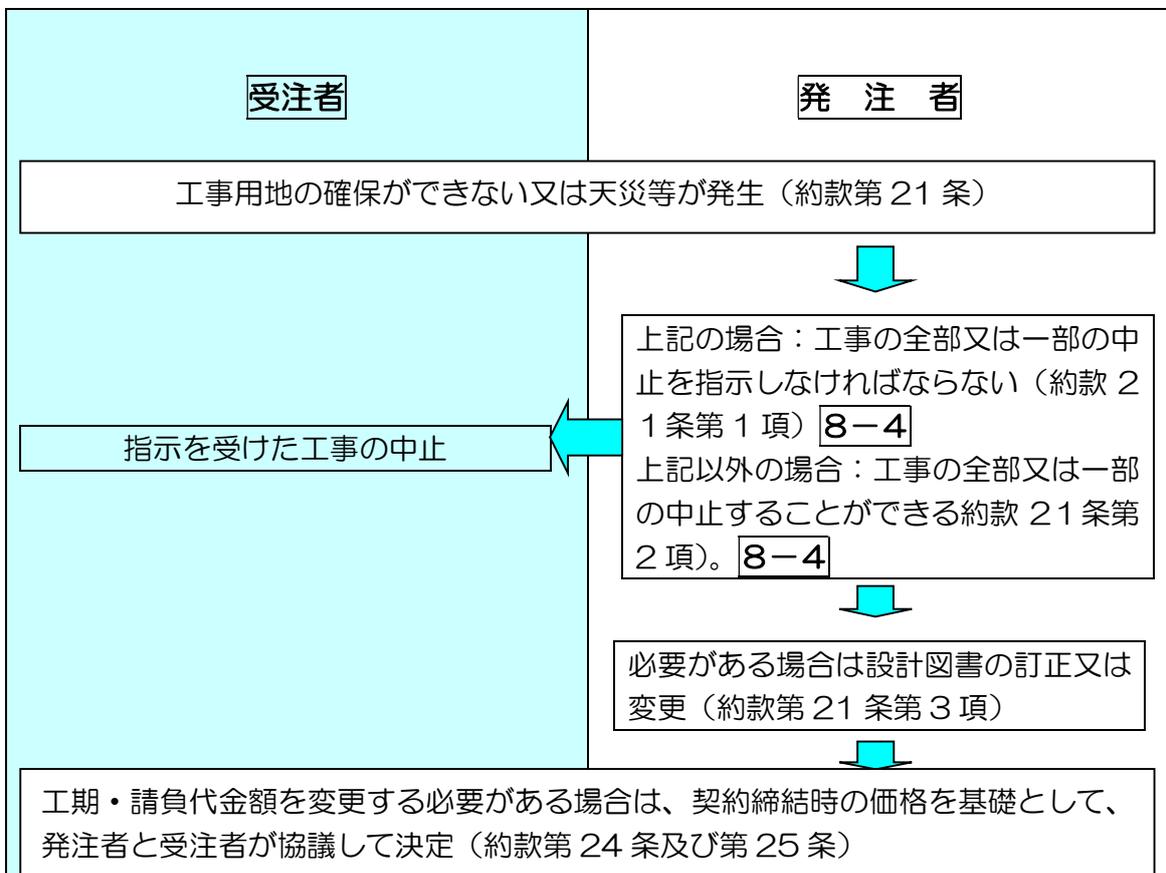
(1) 2-1から2-5までの手続き



(2) 2-6の手続き



(3) 2-7の手続き



## 8 契約変更の事務手続例

(1) 2-1から2-5までの場合

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">8-1</div>						
<p>要領第 18 条関係</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p>							
<p>監督職員    〇〇 〇〇    様</p> <p style="text-align: right;">鎌倉太郎建設株式会社 〇〇 〇〇                    印</p>							
<p>設計図書等との不一致等の確認について</p>							
<p>次の工事を施工するにあたり、設計図書等との不一致等が生じたので、確認を願いたく、鎌倉市工事請負契約約款第 19 条第 1 項の規定により請求します。</p>							
工 事 名	〇〇建設工事						
工 事 場 所	鎌倉市〇〇						
契 約 工 期	着手期日                    令和〇年〇月〇日						
	完成期限                    令和〇年〇月〇日						
不一致等の内容	<p>A工区の〇〇部分（別図参照。）について、設計図書では〇〇とありますが、現場の施工条件から、当該仕様で施工することが困難です。ご確認をお願いします。</p>						
<p>上記について、鎌倉市工事監督要領第 18 条第 1 項の規定により報告します。</p>							
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">監 督 員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	監 督 員			
総括監督員	主任監督員	監 督 員					

8-2

要領第 18 条関係

令和〇年〇月〇日

鎌倉太郎建設株式会社  
代表取締役   〇〇 〇〇 様

鎌倉市長   〇〇 〇〇 印

設計図書等との不一致等確認事項に関する措置について

令和〇〇年7月 5日付けで請求のありました工事については、調査の結果、次のとおり措置しましたので、鎌倉市工事請負契約約款第19条第3項の規定により通知します。

工 事 名	〇〇建設工事	
工 事 場 所	鎌倉市〇〇	
契 約 工 期	着手期日	令和〇年〇月〇日
	完成期限	令和〇年〇月〇日
調査終了日	令和〇年〇月〇日	
不一致等の内容	A工区の〇〇部分（別図参照。）の仕様について。	
措置決定事項	A工区の〇〇部分（別図参照。）については、△△の仕様に変更します。 <u>なお、当該部分は設計変更とし、契約変更については別途協議とします。</u>	

※原則、調査終了日から14日以内に通知する。

- 📌 措置決定事項欄のアンダーライン部分は、鎌倉市請負工事設計変更等事務取扱要領第6条ただし書の適用により先行指示を行う場合に付記します。
- 📌 先行指示を行わない場合には、変更契約締結後、確認的にこれを通知します。
- 📌 この通知をするに当たっては、工事を円滑に進めるため事前に工事打合簿を活用する等、具体的な協議をします。

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 様

鎌倉市長 〇〇 〇〇 印

協議開始の日について

次のとおり協議開始の日を定めましたので、鎌倉市工事請負契約約款第24条第2項（第25条第2項、第26条第2項、第31条第2項）の規定により通知します。

工 事 名	〇〇建設工事
工 事 場 所	鎌倉市〇〇
協 議 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 第24条第1項（工期の変更） <input type="checkbox"/> 第25条第1項（請負代金額の変更） <input type="checkbox"/> 第26条第1項（経済事情の激変等による請負代金額の変更） <input type="checkbox"/> 第31条第1項（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）
協 議 開 始 日	令和〇年〇月〇日

※原則、協議開始日から7日以内に通知する。

 工期又は請負代金額の変更協議が整わない場合には、協議開始日を定め請負者にこれを通知する必要があります（約款第24条、第25条）。

 2-6及び2-7の処理による工期又は請負代金額の変更協議についても同様です。

(2) 2-6の場合

8-3

要領第 18 条関係

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 様

鎌倉市長 〇〇 〇〇 印

設計図書の変更について

次の工事について、設計図書を変更する必要が生じたため、鎌倉市工事請負契約約款第20条の規定により通知します。

工 事 名	〇〇建設工事		
工 事 場 所	鎌倉市〇〇		
契 約 工 期	着手期日	令和〇年〇月〇日	
	完成期限	令和〇年〇月〇日	
設計図書 変更内容	A工区の〇〇部分の施工（別図参照。）については、本市の都合によりとりやめることとしました。なお、これに伴い当該部分については契約変更の対象とします。 <u>なお、当該変更契約締結の時期については、当該変更内容が軽微なものであるため、他の変更と併せて後日とします。</u>		

注 必要に応じて資料を添付する。

- 措置決定事項欄のアンダーライン部分は、鎌倉市請負工事設計変更等事務取扱要領第6条ただし書の適用により先行指示を行う場合に付記します。
- 先行指示を行わない場合には、変更契約締結後、確認的にこの通知をします。

(3) 2-7の場合

8-4

要領第 21 条関係

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

鎌倉市長 〇〇 〇〇 印

工事の全部又は一部の施工の一時中止について

次の工事について、工事の全部又は一部の施工を一時中止しますので、鎌倉市工事請負契約約款第 2 1 条第 1 項（第 2 項）の規定により通知します。

工 事 名	〇〇建設工事	
工 事 場 所	鎌倉市〇〇	
契 約 工 期	着手期日	令和〇年〇月〇日
	完成期限	令和〇年〇月〇日
工事施工の 中止内容	工事場所が、埋蔵文化財発掘調査の必要性が生じたことにより、工事の一部（A工区部分）を一時中止します。なお、工事の中止予定期間は60日間とします。	
工事施工の 中止期間	令和〇年 〇月〇日 から 〇月〇〇日 まで	

## 9 参考文献

- (1) 鎌倉市契約規則
- (2) 鎌倉市工事請負契約約款
- (3) 鎌倉市請負工事設計変更等事務取扱要領
- (4) 鎌倉市工事監督要領
- (5) 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（国土交通省関東地方整備局）
- (6) 「条件明示について」（平成 14 年 3 月 28 日付国官技第 369 号）

鎌倉市請負工事設計変更ガイドライン  
平成 19 年 1 1 月  
令和 5 年(2023 年) 6 月改正  
総務部 契約検査課

## 別表 施工条件の明示事項とそのポイント

明示項目	明示事項	条件明示のポイント
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期	① 先行する工事において他の工事に影響を及ぼす箇所がある場合は、部分的に工期を設定する（対象箇所及び当該箇所の完成期限） ② 後発の工事については、他の工事から影響を受ける箇所については、対象箇所及び施工の実施可能時期
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法	① 当初発注の段階で施工時期、施工時間及び施工方法について、制限の内容が予測できる場合は、その内容 ② 制限が生じることが予想されるが、具体的な内容が予測できない場合。その年によって制限の内容が変動する場合等においては、当初発注において制限がないことを前提とする旨の明示。この場合には、制限が生じた時には発注者と受注者が別途協議する旨を明示
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期	① 協議成立時期が具体的に見込まれる場合は、協議を平行して進めていることを記載するとともに成立見込み時期を明示 ② 協議の結果、工程等について何らかの制約を受けることが予想される場合は、その内容についてもあらかじめ明示 ③ 特に協議により試験施工が必要となり、その実施時期又は試験施工の結果、工程に大きな影響を受ける可能性がある場合は、別途協議する旨明示
	4. 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲	① 施工時期について付された条件を具体的に明示 ② 他官庁とのトラブルを避け円滑な工事の実施を図るため、不測の事態等により条件を満たしえない可能性が生じた場合には監督職員への報告、対策についての協議を行う旨明示

	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期	① 全体工期とともに、余裕工期の終期（実工期の始期）を明示 ② 余裕工期内には、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨明示
	6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	① 期間等について具体的に明示し、埋設物管理者の都合等によりそれが変更になった場合、設計変更協議の対象となる旨明示
	7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数	① 雨天、休日等の日数を明示
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期	① 用地取得が終了していない範囲を明示するとともに、確保の見込み時期を明示 ② 期日までに用地が取得されない場合においても、他の工事の進捗に支障が生じないように、受注者があらかじめ工程上の配慮をしておく必要がある旨明示
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	
	4. 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	① 使用する土地の位置、範囲を明示。この場合、図面等を用いて、わかりやすく表現することが望ましい ② 仮設ヤードの周辺に立入り防止柵を設置すること等の条件がある場合には、その内容の明示 ③ 受注者が施工計画上の都合により、製作場所を変更する可能性がある場合には、監督職員と協議する旨明示

公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容	① 特定の工種について、施工方法、機械施設、施工時間を指定する場合は、対象となる工種、範囲について明らかにしたうえで指定の内容を具体的に明示 ② 発注当初の段階では、施工方法を指定する必要があることが予想されるものの、具体的内容について指定ができない場合は「公害が生じる恐れがある場合には発注者に報告及び協議する」する旨明示 ③ 騒音、振動等の測定を指定する場合は、測定箇所、内容等を明示
	2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間	① 防護施設の内容・期間等を具体的に明示
	3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）	① 明示する内容は個々の工事によって異なるため排水に関しては不確定要素が多い。予想外の出水量又は悪水が湧出した場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮
	4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等	① 家屋調査等については、家屋調査数、家屋面積、調査内容及び報告書の作成方法等について明示 ② 特に家屋数、家屋面積は設計変更を行うために不可欠であり必ず明示 ③ 調査方法等の具体的内容について記載しない場合は、監督職員と協議する旨明示
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間	① 指定する内容が具体的に把握できるような交通整理員の人数、視線誘導標の個数及び各々の配置期間等明示。その場合、必要に応じ図面により配置を指定 ② 実施に当たって不都合が生じた場合、現地の状況、関係機関との協議により数量の増減、処理方法の変更が生じた場合等においては、監督職員と協議を行う旨明示

	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容	① 制限の内容を具体的に明示
	3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容	① 防護施設の内容を具体的に明示。また、施設の内容が発注段階で決まっていなない場合は、監督職員と協議する旨明示
	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容	① 制限の内容を具体的に明示 ② 施工中に近隣への影響が生じた場合に速やかに的確な対応ができるよう、異常が発生した場合の監督職員への報告及び対応策の協議が必要である旨明示
	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	① 対策の内容を具体的に明示
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容	① 運搬経路の指定を行う場合は、図面での表示又は路線名を列挙する等、経路が明確になるよう明示 ② 工事用車両の通行が認められない地域がある場合は、その範囲が明確になるよう明示 ③ 事前調査において不確定部分があり、発注後に対応する必要がある場合は、その旨明示 ④ 補修、散水等について、材料、数量等を指定する場合は、具体的に明示
	2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容	① 仮道路については、発注者の必要とする最小限の条件のみ明示し、他の条件は任意とする ② 借地により仮道路を設ける場合は、借地料の負担有無を明確にするとともに、砂利の飛散防止等の借地条件が付されている場合は、その内容を明示 ③ 補修材の要否及び量について当初発注の段階で指定できない場合は、監督職員と協議する旨明示

仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等	① 工事完了後も存置させることを指定する場合は、工事完了後の損料、撤去費の負担等の条件を明示 ② 発注当初において定まっていない場合は、別途協議する旨明示
	2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法	① 仮設備の構造を指定する場合は、図面等を明示 ② 仮設備について、災害又は予測できない事故、事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮
	3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容	① 仮設備について、災害又は予測できない事故事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件	① 処分場において、受入れ可能な土の種類等詳細な条件が付されている場合は、その内容を明示
	2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容	① 再生処理について公共事業が先導的役割を果たすため、発注者が明示する処理については、可能な限り再生処理とすることが重要
	3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件	① 処理場において、受入れ時間等の条件が付されている場合には、その内容を明示 ② 明示した処理場において処理費用が必要である場合には、発注者の積算に処理費用を含んでいるか否かを明示

工事支障 物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等	① 支障物件の種類、管理者、位置、管理者との協議の状況、移設する場合の時期、防護等の必要性等の必要事項。特に管理者の立会いが必要となる場合は、管理者の都合で工程に影響がでる場合があるので、その要否を明示 ② 現場内工事等多数の企業者による占用物件がある場合に、落ちがないよう十分留意
	2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等	① 占用工事の工事主体、工期、当該工事との位置関係を明示。特に受注者が占用企業者との協議を行う必要がある場合はその旨明示 ② 占用工事が予定通り終了しないことにより、当該工事の工程に影響が生ずる場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮
薬液注入 関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等	① 土中において行われる工事であるため不確定要素が多く、実施状況に応じて注入量等の変更が的確にできるよう配慮。通達等に記載された諸事項について落ちがないよう詳細に明示
	2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容	① 水質調査等の具体的内容を明示
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	① 工事用地不足のため、仮置き場所が工事現場から離れている場合は、特に場所について詳細に明示
	2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等	① 監督職員による品質検査等引渡しに当たっての条件がある場合は、その内容を明示
	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等	① 貸与にあたり、無償・有償の別、遵守すべき取扱い要領、保険への加入等条件がある場合は、その内容を明示

	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容	
	5. 仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件	
	6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容	① 電力の使用にあたり、電力設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合はその内容を明示
	7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容	
	8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期	
	9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等	① 給水の使用にあたり、給水設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合は、その内容を明示